

『神代卷白藪傳』とその周辺

1) 杉浦 克己

要旨

『神代卷白藪傳』は、寛保四（一七四四）年の刊記を持つ日本書紀神代巻の注釈書で、著者は甲斐国の神官山本忠告である。地方における国学や神道学の成果として類似の著作はいくつか挙げることができるが、これまで、個々の著作にまでわたって取り上げられることの少なかった甲斐国における文献の例として、貴重な資料と言える。内容は、著者忠告が京都遊学時に身に付けた学的素養と、帰郷後の研鑽・思索に依っているとされる。京都遊学時に師事した人物から予想される垂加神道系の訓読や解釈の影響は必ずしも濃くない。日本書紀本文及びその訓読を全面的に寛文九年版本のそれに依り、本文訓読とは異なる注釈者の視点で、先行書をふまえた堅実な注釈を施している。

はじめに

ここに取り上げる『神代卷白藪傳』¹⁾（以下「本書」と略記することがある）は、寛保四（一七四四）年の刊記を持つ日本書紀神代巻の注釈書で、著者は甲斐国の神官山本忠告である。これまで、江戸時代における日本書紀本文の訓読や注釈について、種々の文献資料類を、様々な観点から見てきたが、その中で、地方における日本書紀研究の主立った成果として、『黒羽板日本書紀』、『校正日本書紀』を取り上げ、本誌に小稿を発表させていただいた²⁾。それらは専ら、日本書紀全巻にわたる附訓本の刊行、という大事業が地方で行われたことに興味を發したのであるが、その後、日本書紀全巻、あるいは神代巻についての注釈書類についても、地方での研究成果に基づくと思われる刊行物が少なからず現存することが明らかになってきた。これらは、特に江戸時代中期～幕末にかけて、国学・神道学の隆盛が地方にも波及し、藩校や郷校など広範な教育体制の整備と相俟って、や

がて尊皇の気運の広がりにも影響を与えてきたものと考えられる。

今般偶々、この時代の甲斐国ゆかりと思われる、国学・神道学関連の資料群が公になり、その一部、日本書紀まつわる何点かを調査する機会に恵まれた。その結果は全くの未整理状態なのではあるが、ここに取り上げる『神代卷白藪傳』については、その内容と成立の背景をある程度明らかにすることができたので、敢えてこの小稿を公にしようと考えた次第である。

なお、本稿および関連する資料類の調査は、平成15年度放送大学特別研究助成の成果の一部である。

本書の概要

本書は木版、大本二冊。料紙は当時の版本に一般的な楮紙と思しく、紙型は縦約二四・九センチメートル、横約一八・二センチメートル、版型は各丁の界線天地間が約二一センチメートル、右（左）の界線から版芯中央までが約一六・二センチメートルで、全丁にわたってほぼ同一である。

表紙は本文料紙とほぼ同型で、朽ち葉色刷毛目文様の紙表紙。明朝綴。両冊表紙左上方に子持ち界線を持つ刷り題箋があつて、「神代卷白藪傳 一―三三―」神代卷白藪傳 四五」と記すが、第一冊の「一」字、「三」字、第二冊の「五」字は筆記されたものと思しく、元々五卷五冊であつたものを、いずれかの機会に第二冊及び第四冊の表紙・題箋を用いて二冊に改装したものと考えられる。³⁾ 第二冊の末尾二十八丁表に刊記があつて、

寛保甲子正月吉辰

京師大原神社神士

森宮内菅原富明誌

書林

京三条通河原町

田中吉兵衛弘

と記されている。なお刊記に先行する跋文記述については後述する。

各丁の版芯は、上方に「神代卷白斂傳」と題を記し、飾りを介して中程上方に巻次、下方に「○」印に続いて丁数を記す。さらに下端に「大原社版」の版元名がある。丁付けは巻一冒頭の序文部分を「一」〜「四」とした後、巻一本文冒頭（五丁）を新たに「一」として以下順に振られているが、巻五末尾の跋文、刊記の葉は本文から通して「二十七」「二十八」となっている。

各冊の丁数と記載内容は、

第一冊

序全四丁

序一〜二 源（加賀美）光章序

序三〜四 加賀美（山本）忠告自序

卷一・全十八丁 天地開闢章〜大八洲生成章

卷二・全二十三丁 四神出生章

卷三・全三十七丁 瑞珠盟約章〜宝剣出現章

第二冊

卷四・全三十六丁 天孫降臨章

卷五・全二十八丁

一〜二十五 海宮遊幸章〜神皇承運章

二十七丁 姉小路実紀跋文

二十八丁表 大原神社神主森富明刊記

版元刊記

となっている。ただし第二冊二十八丁は袋綴の表面のみの半葉で、裏表紙に貼付され見返しを兼ねる。（第二冊の表紙及び裏表紙、第二冊の表紙は、各々半裁の本文と同じ白紙料紙一葉を貼付して見返しとしている。）

本文各葉は、一面八行、一行十八文字（一書部分は一字下げで十七文字）で、訓点付き本文を段落単位で掲げ、これに続いて本文から一字下げ二行割書でこれに注釈を記す形式である（一書部分の注釈は都合二字下げとなる）。本文部分の付訓は全付訓ではないが比較的緻密で、末尾に向かって加點密度が低くなる傾向はほとんど見られない。

なお、参考として本書の一部の写真版を図一〜六に掲げた。

序・跋は右に示したように計四種あるが、これらについてその概要を以下に略記する。

先ず冒頭の加賀美光章の序文は元文元（一七三六）年の年紀を持ち、訓点付きの漢文で、自ら忠告の「友人」と称して、本書の成った経緯と趣旨を、「友人忠告」の注釈態度と共に述べ、その稿を「一繙」して「慨然而嘆」じ、出版に至った旨を述べている（図一参照）。

続く忠告の自序も訓点付きの漢文で、従来の日本書紀、就中神代卷本文や神代に関する諸説が、文献的徴証を離れた「邪説」に陥っていることを難じ、独り「烏谷先生」に至って漸く「大道再通」したのであって、本書はその先生の「業」を「諸友」に「講」じたことに発する旨が記されている（図二参照）。

第二冊巻五末尾の姉小路実紀の跋文は、寛保三（一七四三）年の年紀を持ち、漢字平仮名交じり文で記され、「加賀美忠告年ころやつかれか机のもとによりて和哥物語をさける事むつまじ」と始まり、本書刊行にあたって請われてこの跋を記した旨が述べられている（図五参照）。

これに続いて寛保四（一七四四）年の刊記に先立ち、白文で五行にわたって、本書は「烏谷先生」の意を「吾先師」が「記」したものである旨が、大原神社神主菅原富明の名で記されている（図六参照）。

忠告の周辺と本書成立の背景

本書成立の背景は、忠告の事跡と右に挙げた序・跋の筆者及びその内容を照らし合わせることで、ある程度推測することができる。

本書の著者、山本忠告（やまもと ただのり（ただつぐ）とも）については、『甲州古今人物辞書』（昭和十年・山梨協会本部）、『名家伝記資料集成第四卷』（昭和五十九年・思文閣出版）、『神道人名辞典』（昭和六十一年・神社新報社）などで知ることができ、先行研究も概ねこれらの記述及びその依って立つ資料の範囲で述べられているようである。以下に概観を試みる。

忠告は、字玄道、西河とも号し、生年未詳、安永二（一七七三）年九月二日没、甲府の旧家加賀美（加々美）氏の出で、後に中巨摩郡西条（現在の山梨県中巨摩郡昭和町本町西条）の若宮八幡神社の宮司山本氏の養子となってその職を継いだ。墓所は同町本町西条一区に現存する。

生家加賀美氏は、甲斐源氏の祖とされる新羅三郎義光の孫清光の代に、十余人の男子それぞれに領地を与えて、その支配地の地名を家名とした「逸見」「武田」

図一 卷一・序二丁表・同裏 加賀美(源) 光章序
文末尾部分

詩書為然哉求之舊史遺典之中隨所取皆在焉友人忠告生博涉舊史旁探百家假言大雅本道神訓注釋神代名曰白蘇傳及其新成也出以見示予一饜之慨然而嘆曰古者言之不出也後死失所由焉於其乎學士大夫皆以為上世素朴人道未有律々弄國史於掌中而今而後此傳將蓋其頰而不其然乎豈其然乎雖然請勿多讓遂以奉

申代卷白蘇傳 序
大原忠告

元文丙辰年 友人源光章謹撰

図二 卷一・序四丁表・同裏 山本(加賀美) 忠告
自序末尾部分

章正祀二生者負笈于京師而受業於先生既及而會諸友講是之書其說以先生為宗以向所謂二氏為羽翼其餘麤戶太氏廣成 茨田之書資以證其說也夫以予古澄乎古則非諸友之有先生之有也非惟先生之有古之有也惟其庶乎左右之遺言矣抑將膠柱之言也乎吾未解之辨聊記以俟後之君子而已矣

申代卷白蘇傳 序
大原忠告

元文丙辰秋八月 加賀美忠告自序

図三 卷一・一丁(通算五丁)表 本文冒頭部分

日本書紀卷第一 白蘇傳卷一 甲斐國 源忠告 撰

日本國號也此云耶麻止耶麻山也止戸也上古水土未乾人皆山居故有是之名古紙筆未有著於竹帛謂之書紀猶曰神書皇紀天下之事係之年月也書紀猶曰神書皇紀連訓布美取諸文音中葉以求或有此訓例忌部正通曰元正天皇勅舍人親玉撰之自開關至持統天皇為三十卷上二卷神祇之舊史也於歷代書中取寬議者為正編亦兼存衆說以廣通而求其蘊奧其文古而其辭簡故以理解事以事解理云爾蓋讀此書有法先生特不長庸先生也凡曰有神異名有異神同才有同字異訓有異字同訓有同

申代卷白蘇傳 卷一

圖四

卷三・四十丁裏末尾、四十一丁表 本文末尾
(宝劍出現章一書第六) 部分

初大己貴神之平國也。行到出雲國五十狹

狹之小汀而且當飲食是時海上忽有人聲
乃驚而求之都無所見頃時有一箇少男以
白藪皮爲舟以鷓鴣羽爲衣隨潮水以浮到
大己貴神即取置掌中而翫之則跳鬪其類
乃怪其物色遣使白於天神

國人曰五十狹狹小汀秋鹿郡佐太湖也
白藪草名與蘿摩通用此云加賀美其藪
似舟鷓鴣小鳥以爲言海上遠望之象也
置掌中翫之慢而賤之也跳鬪其類犯顏
而諫之也

申代卷三四十丁裏末尾 四十一丁表

圖五

卷五・二十七丁表、同裏 姉小路実紀跋文

加賀義忠告年々やつれ

机のよきよきと和哥物語を

きく事しひや新撰記乃

神代卷白藪傳は是のふ文義

あまのれとの秋のちか

舎此歳月を記さるる

申代卷三四十丁裏末尾 四十一丁表

不能固辞寛保癸亥
二月風竹亭藤誠會書



圖六

卷五・二十八丁表 刊記部分

神代卷白藪傳鳥谷先生之意而吾先師
記焉容歲携来獻 當社之靈時也於是
乎欲上梓與同志共之故經 政府之權
斷而成其功也云先師甲斐源氏加賀美
之裔忠經之長子名忠告號曰西河

寛保甲子正月吉辰

書林

京師大原神社神主
森宮内菅原富明誌
京三条通河原町
田中吉兵衛弘

申代卷五二十八丁表

「安田」「加々美」「平井」「河内」「田井」「曾根」「奈胡」「浅利」「八代」の一つであって、甲斐国の旧家である。現代でも甲府市及びその近郊で加々美あるいは加賀美姓を名乗る家が多い。

享保年間、京に出て、姉小路実紀、鳥(鳥)谷長庸(三蔵)に神学・和歌を、三宅尚斎に漢学を学び、山県大式・昌樹との親交があった。勤皇の志厚く、帰郷して皇道復古を民衆に説いた、とされるが、具体的な時期および期間は明らかになっていない。

著書として本書の他には、『大祓川本草』一冊(神道書籍目録)、『日本紀秘伝(日本書紀秘伝)』一冊(神道書籍目録)、『鳴弦秘伝之巻』一冊(旧下郷文庫)がある旨『国書人名辞典』(平成十年・岩波書店)に記載があるが、これら三書については、現存は確認されておらず、現時点では本書が唯一の忠告著作遺物ということになる。

本書の成立に関連して、忠告と親交のあった人物としては、本書序文を記した加賀美光章を先ず考える必要がある。光章は宝永八(一七一〇)年二月十五日生(天明二(一七八二)年没。甲斐国の国学者・神道家で、初め小膳、臺前とも称し、字は太章、光章は諱で、桜塙、櫻園、河上とも号した。江戸小石川の旗本間宮氏に生まれ、後に甲斐国山梨郡小河原村の山王権現(現甲府市下小河原の日吉神社)の祀祝加賀美氏の養子となって元文三(一七三七)年これを継いだ。享保十二(一七二七)年から京に遊学し、姉小路実紀から和歌を、鳥谷長庸から国学を、三宅尚齋から漢学を、玉木正英から垂加神道を、東儀兼迪・綾小路俊宗から古楽を、座田成章から有職故実を、曾我部元寛から天文歴術を学んだとされる。甲斐にもどり、家塾環松亭を開き、山王神社書庫と称して一種の公開図書館を設けるなど薫陶に努め、門下千数百人といわれた。甲斐国の人で兵学者として有名な山県大式も、光章の門人である。後に、大式がいわゆる明和事件(明和三(一七六六)年)で処刑された際には、旧師の縁故で罪に問われ、実子光起と共に江戸伝馬町の獄に下された。大式の処刑後釈放されたものの帰郷の途次に光起は没した。その後は家居して思索や著述などに専念した。墓所は現在の甲府市上町地内の加賀美家墓所内にあり、日吉神社にも祀られている。その活動や影響力は広汎にわたった一方、言説が過激で、奇行の人との風説もあつたようだが、これは大式の明和事件に連座した事とも無縁ではないと思われる。

忠告と光章は親戚筋ということになるが、その事跡を一瞥すると、多くが重なることに注目される。両者はおそらく年齢的にも近いと考えられ、特に京への遊学は、時期だけでなく、師事した先も多く共通し、また陝中に帰って後に、勤皇

の志篤く、皇道復古を説いて民衆の教化啓蒙に努めた点も共通している。このように互いにごく近縁関係にあり、共に神職、年頃も同じ、素地となった京師遊学も共通し、思想的にも近いものがある両者が深い親交関係にあつたであろうことは想像に難くなく、光章が本書序文で「友人」としていることも首肯できることである。さらに忠告が西河、光章が河上と号したことは、おそらく両者の居所の、荒川を挟んでの位置関係に由来すると見てよいであろう。

本書の素地となつたであろう忠告の古典解釈や神代についての考え方は、右に述べたような光章との親交を軸として、京都遊学で身に付けた学問的基礎と、その後の研鑽に依るものであると考えてよいであろう。

そのような背景の上に成つたと考えられる本書には、内容上どのような特色が見られるのであろうか。主に神代巻本文の訓読とその元になる解釈について、いくつかの点を掲げて以下に考察を試みる。

「白藪」をめぐる

本書の題名が、神代巻上「宝剣出現章」一書第六に見える「白藪」と、忠告の旧姓「加賀美」をかけた意に基づくものであることは容易に想像できる。とすれば、同箇所について、何らか著者忠告独自の解釈が示され、本書編纂の意図を端的に知りうる手がかりになる可能性も考えられる。先ずこの点について考えた。(図四参照)

同箇所は、大己貴神が出雲の五十狭々の小汀で白藪皮の舟に乗った少男(少彦名神)に会う神話である。本書に見えるこの部分の本文についての注釈記述(第一冊巻三・三十七丁裏六行右〜同八行左)は、他所と比較して特段詳しいとは必ずしも言えないが、特徴的と思われる内容を拾うこともできる。

先ず本文中の「白藪」についての注釈は、

白、藪、草、名、與、蘿、摩、通、用、此、加賀美、其、穀、似、舟
(巻三・三十七丁表六行左〜同七行右)

のようになっている。「白藪」が「蘿摩」と「通用」することについては、『古事記』巻上での該当神話で少名毘古那神の乗り物を「天之蘿摩船」としている事を根拠とすることができ、例えば『釈日本紀』巻七で

白斂皮 古事記上巻日自波穗乘天之蘿摩船

(明曆三(一六五七)年版による。巻七・十九丁表)

とするのを初め、多くの神代紀の注釈書が採る所となつてゐる。

「白斂」はブドウ科のつる植物カガミグザ、「蘿摩」はガガイモ科のつる植物ガガイモで「カガミ」の異名を持つ。つまり両者は別の植物であり、この神話で「舟」に使われたのは、後者「ガガイモ」の実際の殻と考えられている。日本書紀神代巻上宝剣出現章の記述は、このガガイモの実際の殻を指して「白斂皮」としてゐることになり、「かがみ」の訓読みを介して相通して用いたものと考えられている。本書に見る注釈記述も、これらをあまえたものと見ることが出来る。

これに続いて「此云加賀美」としてゐるのは、注目される所である。

「○○此云○○」のような形式の記述は、『日本書紀』ではいわゆる訓注に頻繁に見ることができ、「○○」の部分が被注本文字句、「○○」の部分がその訓を借音仮名書きで記したものである。これについて、いわゆる吉田本系の諸本や寛文九年版本では、これに「○○此云○○」と加點して「○○此をば○○と云ふ」のように訓読するものが多く、近・現代の加點本・注釈書類でも多くはこれに倣つてゐる。この訓み方は、「此」字を、当該訓注の被注本文を指すとらえ、「○○」の部分は「○○のように訓む」という意と解したものである。

これに対し、いわゆる古本系と呼ばれる伝本の一部や、江戸時代頃の注釈書類の一部には、「此云○○」と加點して「此には○○と云ふ」のように訓読するものがある。これは「此」字を、「此処」つまり「我邦」と解し、漢文の被注本文に対し「○○は我が国では○○のように訓む」の意の注文であると解したものである。この点については夙に築島裕博士が『平安時代の漢文訓讀語につき』の研究(昭和四十七年・東京大学出版会)で指摘され、後者のような訓み方が、本来の訓注の意に従つたものである旨を明らかにされた。

本書では、掲げられた加點本文に於いては、

葉木國 此云二幡舉矩爾

(巻一・四丁裏四行右同左)

と、「此をば」型の訓み方に従つてゐる。一方で、注釈部分にも、類似形式の記述があつて、

此言素尊之性善時致請於諸尊而朝于天高市之事也

(巻三・一丁表六行右同左。瑞珠盟約章本伝冒頭)

と、「此には」型の訓み方で加點されている。しかしこれは、「此」字を「我邦」のように解したものではなく、掲げた被注本文の一段全体を指す意図、「この段では○○のようなことを述べている」程の意で用いられたものである。このことは例えば、本書の別の箇所にも、

自此一篇通次一篇神配天地而謂陰陽之化工

(巻一・十丁表三行右同左・大八洲生成章本伝)

のような注釈文が見られることからわかる。つまり、本書ではこの「此」字について、書紀本文の訓注部分では「これをば」と訓んで直前の被注本文を指すと解し、注釈部分では「ここには」と訓んで、当該の本文段落全体を指す意で用いている、という使い分けがあると見ることが出来る。

ここで取り上げている部分(巻三・三十七丁表六行左)の「此」字は、「ここには」と訓まれていることから見ると、注釈文中の先行する「白斂」あるいは「蘿摩」の字句を指すのではなく、掲げられた書紀の当該段「初大己貴神白於天神」全体を指して用いられていると考えざるべきであろう。従つて、「加賀美と云ふ」は「白斂」あるいは「蘿摩」を「加賀美」呼ぶ、という意図ではなく、それらを「書紀のこの章段では「加賀美」と呼んでいる」という意図である、と考えられる。敢えて自らの本姓と通じる「加賀美」の文字を用いてここに記した意図も、その点に見ることが出来る。

続く部分で、小彦名神が大己貴神の「頬」を「嚙」ふ、という場面についての注釈文は

跳嚙其類犯顔而諫之也

(巻三・三十七丁表七行左同八行左)

のようになつてゐる。これは、例えば、谷川士清『日本書紀通證』に、

跳嚙其類犯顔諍争也「倭名鈔類和名豆良云保保今按此今俗所謂喫類之意又嚙手之言本也」

(宝暦十二(一七六二)年版による。卷五・三十五丁裏八行〜同九行左。〕
内は二行割書。

という記述が見られるように、小彦名神の「頬を嚙ふ」という行為を、大己貴神を「諫」めたものと解する点では、他の多くと共通している。ただ、他の多くが「諫」の直接の対象を、大己貴神の、この段に先行する部分も含めた行為全体ととらえているのに対して、本書では「諫之」としている点特徴的ではある。「之」は大己貴神を指しているとは考えがたく、むしろ大己貴神の「取置掌中而翫之」という行為を指していると思われる。

どちらにしても大己貴神を「諫」めたのではあるが、本書は特に取り立てて、小彦名神に対する態度、つまり、カガミの舟に乗って現れた天つ神の裔に対する不敬を「諫」めた、と解していることになる。必ずしも本書が唯一ではないが、おそらくは敢えてこの解を採った記述と見ることができないのではないだろうか。

本文訓読上の特色

本書に掲げられた書紀本文の訓読について、他書と比較した特色について見てみる。

『日本書紀』就中神代卷諸伝本に見られる訓読について、その特色が端的に現れる事項としては、先に挙げた訓注部分の「此云」字の訓み方の他にも、敬語表現²³、訓注部分の被注漢字句への加点に見られる字音表記、いわゆる使役句形の訓読、再読文字の扱い、音便形とその表記、神名の表記、等の諸点を挙げることができる。そしてこのような差異の背景には、当該の漢文本文についての解釈の違いと、訓読に用いられる日本語の語句それ自体の変化、の二点が考えられる²⁴。

また、右のような諸点を中心に諸伝本を比較した場合、寛文九年版本(以下「寛文版本」と略記する場合がある)に対して、どのような差異が見られるか、を一つの基準として、諸伝本を分類することも明らかになっている。寛文版本に見える訓読は、いわゆる吉田本系の諸伝本に見られるそれと多く共通する特色も持つており、これら諸伝本を集大成する形でなつたものであると考えることができる。これに対し、いわゆる古本系の諸伝本に見える訓読は、寛文版本のそれとは多く異なる特色を持つている。また寛文版本は後々、その基となつた慶長勅版本の権威を背景に、流布本として広く用いられることになるが、これ以降の諸伝本では、訓読について寛文版本のそれを踏襲し、これに従う立場に立つと考

えられる一群と、これとは異なる訓読に依る一群とがある。このような観点で、寛文版本を、いわば一つの基準として、訓読について、諸伝本を分類、あるいは位置づけることが可能である。

本書の本文部分に見られる訓読を、寛文版本に見られる訓読と逐次比較した場合、先述したような両者の間での加点密度の差異、及び濁点の有無を除けば、ほとんど完全と言っても良いほどに一致する。管見の限りでは、寛文版本以降の諸伝本、注釈書類の中でも、最もよく一致するものの一つと言える²⁴。なお、寛文版本に、複数訓の併記が見られる箇所については、例えば、

若葦牙(卷上 天地開闢章 一書第六)

白藪傳 ……クニシリテ(卷一・六丁表六)

寛文版本 ……右クニシリテ/左コトシ(卷一・二丁裏七)

のように、その一方を採っている。

本書と寛文版本が、訓においてよく一致する中で、顕著な異同の例として挙げることができるのは次の促音便の有無に関わる例である。

天先成而(卷上 天地開闢章 本伝)

白藪傳 アメマツナリテ(卷一・二丁裏三)

寛文版本 アメマツナツテ(卷一・一丁表五)

この箇所については、弘安本、乾元本、丹鶴本、水戸本、校正日本書紀、慶長勅版本・成算堂文庫本書き入れ訓(以下「慶長勅版成算堂本」と略記することがある)など主要な諸伝本では寛文版本以前・以後共に「ナリテ」と非音便形で加点されている。さらに、神代卷上・下を通じて、動詞「なる」の連用形「なり」に助詞「て」が下接した形は、右の六本に鴨脚本および寛文九年版本を加えた八種の伝本で、三十五箇所延べ四十九の加点を見いだすことができるが、これらの内訳は「ナリ」三十五、「ナ(テ)」のような音便形の無表記形七、「ナン」のような撥音便形六で、残る一例が寛文版本のこの箇所の例「ナツ」であつて、他の七本及び寛文版本のこの箇所以外の三十四箇所には「ナツ」の例は見られない。

従つて、寛文版本に見えるこの「ナツテ」の訓は、他の諸伝本との比較に於いても、また寛文版本内部に於いても、特異な例と考えざるを得ないことになる。

これは一方では、本書の「ナリテ」の訓が、その特異な訓を修正したものと思し得ることになる。ここで着目すべきは、この箇所が、日本書紀本文の巻次では「成」字の初出例である、という点である。寛文版本の訓を一方的に尊重するのであれば、初出例たる「成」字への「ナツテ」の訓をそのまま採用してしまうことも十分に考えられるが、本書はそうなっていない。つまり、本書は、寛文版本の後々の用例、さらには他の諸伝本の例もある程度見通して加点しているのであって、寛文版本のそれによく一致するといっても、決して盲従したものではないこと証左とも考えることができるのではないか。

敢えてそのように述べたのは、こと音便形とその表記に関わる点に限っても、例えば、

歌舞（卷上 四神出生章 一書第五）

白藪傳 ウタヒマフテ（卷二・七丁裏一）

寛文版本 ウタヒマフテ（卷一・十二丁裏三）

飢時（卷上 四神出生章 一書第六）

白藪傳 ヤハシカツシトキ（卷二・七丁裏八）

寛文版本 ヤハシカツシトキ（卷一・十二丁裏七）

などのように、寛文版本の訓が特異と思われる箇所について、本書はそれに従う訓を採用している。

また、

恨之曰（卷上 四神出生章 一書第六）

白藪傳 ウランテノ……ク（卷二・八丁裏四）

寛文版本 ウランテノ……ク（卷一・十二丁表四）

ウラミ（卷一・十二丁表四左訓）

恨曰（卷上 四神出生章 一書第六）

白藪傳 ウラミテノ……ク（卷二・十二丁裏三）

寛文版本 ウラミテノ……ク（卷一・十三丁表八）

のように、直近の位置にある類似の漢字句について、寛文版本に見られる訓の不

統一も、そのまま採っている。特にこの前者の箇所では、寛文版本の左訓に従えば統一が取れることが明白であるにもかかわらず、それをしていない。

ここでは、巻上冒頭近くの「成」字の訓み方についての音便形とその表記の例のみを挙げたが、これ以外では、音便とその表記に関わる問題だけでなく、他の諸点についても、本書と寛文版本の訓読に差異はほとんど見いだせず、ほぼ寛文版本の訓読をそのまま採っていることがわかる。

このことは、本書の序及び跋に見える、「京師」で「烏谷先生」から受けた「業」つまり神代紀の解釈・研究、及び帰郷して後行った「會諸友講是之書」は、寛文九年版本に基づいて行われたものであると、推測することができる。

解釈上の特色

本書注釈文に見られる解釈上の特色について、先に神代巻上「宝剣出現章」一書第六の「白藪」にまつわる部分を取り上げたが、本書全体を見た場合の特色として、以下に何点か考察する。

まず全体を概観すると、注釈記述の粗密が若干見られ、特に本伝部分ではどちらからかといえは密に、一書部分ではどちらからかといえは粗になっている、という傾向が見られる。

また、注釈記述の、被注箇所の取り上げ方や記述内容は多岐にわたり、特定の事項についてのみ選択的に注釈を加えようとしたものではないと思われる。ただ強いて言えば、神名の由来や、祭祀の起源となった事項について等には、比較的詳細な注釈を加えており、主に神職としての立場で考えていることをうかがうことができる。

具体的な個々の内容については、数多く知られている『日本書紀』のいわゆる注釈書の類では、全巻にわたるもの、神代巻のみについてのもの、いずれについても、その記述内容の特色から、例えば、前項で訓読上の特色について述べた事項と同様に、諸注釈書の特色を端的に示すような、典型的な事柄を挙げることは、現時点では難しい。また、訓読上の特色の場合の寛文版本のように、何らか分類の目安となるような、一ないし数本を挙げることも、難しいとせざるを得ない。

そこで、ここでは、前項に挙げたようにある程度明瞭な比較が可能な訓読上の特色のうち、その際の背景に、加筆者自身の書紀本文についての解釈が関与する度合いが大きいと考えられる敬語表現について、本文部分への加点と、当該箇所についての注釈記述を比較してみる形で、本書全編を一瞥してみた。その結果と

して端的な一例としては、

報命（卷上 瑞珠盟約章本伝）

寛文版本訓点 カヘリコトマウシ玉フ（卷一・二十一丁裏一）

白藪傳本文訓点 カヘリコトマウシ玉フ（卷三・一丁裏一）

白藪傳注釈記述 還^ニ於皇^一都^ニ告^ニ終^{リテ}于始^一祖^ニ

（卷三・一丁裏四左〜五右）

のような例を挙げる事ができる。

この箇所は、伊弉諾尊が「靈運當遷」して高天原に「報命」したことが記された箇所である。伊弉諾尊の言動は、例えば、

「曰く、歟」に読み添え（卷上・大八洲生成章本伝）

寛文版本訓点 ノ玉ヒ（卷一・四丁表三）

白藪傳本文訓点 ノ玉ヒ（卷一・十丁表一）

などのように、尊敬の対象として扱われている。一方、先に挙げた瑞珠盟約章本伝の「報命」の箇所は、伊弉諾尊が高天原に「還」つて、天つ神々の前にある場面であつて、寛文版本の加點「マウシ玉フ」は、神々に対して相対的に下位に伊弉諾尊を置いた上で敬意の対象とする意を、謙讓語動詞十尊敬語補助動詞の形で示したものと見ることが出来る。しかし先に挙げたように、本書の注釈記述では、このような相対的な上下関係をとらえた記述にはなっていない。

同様の相対的な上下関係基づく敬語表現は、本文の場面としては、卷上では、伊弉諾尊と伊弉冉尊、伊弉諾尊と素戔嗚尊、天照大神と素戔嗚尊、などのような二神の対峙場面でも見ることが出来る。

このような、登場人物についての、敬意の表現の基となる上下関係のとらえ方の違いは、加點者が本文の記述内容に対してどのような立場に立っているのかが、大きく影響するものであると考えられる。この箇所の例で言えば、伊弉諾尊が相対的に下位になる、という考え方は、本文に表現された物語世界により近い位置に立つて解釈した場合に取り得るものであり、逆に本文の物語世界から離れ、解釈者自身により近い位置に立つと、天つ神も伊弉諾尊も、自分から見れば上位にあたる神であることに違いはなく、いずれも敬意の対象としてとらえなければならぬ、ということになる。

卷下に至ると、彦火々出見尊（山幸彦）と火闌降命（海幸彦）の対峙場面にも端的である。卷下・海宮遊行章本伝冒頭部分について本書注釈記述を敬語表現に着目して摘記すると、

注釈 此^ニ言^フ兄^一弟^ニ悖^テ其^ノ性^一各^々失^中其^ノ利^上

（卷五・一丁裏六行右〜同左）

注釈 弟^ノ之^レ失^レ鉤^也（卷五・一丁裏六行左）

等のように、彦火々出見尊、火闌降命双方を敬意の対象とした表現になっている。しかし本文部分では、

本文 各^レ不^レ得^レ其^ノ利^一（卷五・一丁表八〜同裏一）

（寛文版本 卷一・二十三丁表二）

本文 弟^ノ時^ニ既^ニ失^レ兄^ノ鉤^一（卷五・一丁裏二）

（寛文版本 卷一・二十三丁表三）

等のように両神共にその動作について敬意の対象として扱うことはなく、一箇所のみについて、

本文 與^テ之^一（卷五・一丁裏四）

（寛文版本 卷一・二十三丁表五）

のように彦火々出見尊の動作に敬語表現を用いている。このことの理由は様々考えられるが、彦火々出見尊の海宮遊行後の場面では、両神の間に、敬語表現の上で明らかな差を設けて、彦火々出見尊の優位を決定的なものとして併せて考えれば、遊行前と後での関係の変化を、読む者により明確なものとして印象づけることに結果としてなっていることは確かである。

しかし、より解釈者自身に近い立場では、そのような内容の理解に関わる問題は本文から離れた、解釈者自身の問題となり、本文の訓み方それ自体で表現すべきことがらではなく、みずからの解釈説の中で必要に応じて説明的に述べるべきことがらになる。

本書に於いて著者忠告は、本文寄りの立場で成されるべき本文の訓読を、寛文

版本にはほぼ全面的に依拠することで具現し、一方で自らの立場で成されるべき、本文についての考察を、注釈文の形で示していく、という方途によって、本書を構成していったものと考えることが出来る。これは、ごく当たり前のことではあるが、現実には、ある漢文文献について、訓点を加え、さらに内容についての注釈を付ける、という著述作業は、実はこのような異なる立場からの、いわば二重の行為なのであって、同一人である著作者が行う以上、ともすればその二点の区別は曖昧になりがちであるとも言える。その点を本書では、右に推測したような方途によって、峻別しながら両立させていったと考えられるのではないだろうか。

まとめ

端的な例のみを摘記して私見を述べることに終始し、明確に示しうる十分な用例と考察を掲げる余裕が無いままに、既に予定の紙数に至ってしまった。しかし、本書の成立の背景、具体的な記述から推測できる基本的な編述の態度とそれを支える意図の一端等について、ある程度明らかにすることができたものと考ええる。

これまで、専ら、書紀本文への加点に着目し、注釈説の記述については、訓読を考察する上で参照するに留まってきた。しかし、先考以来、訓読と解釈説の間に、執筆者の立場という観点を持ち込むことで、相互の関係がある程度まとまった形で考察し得る見通しを立てることができた。本書に見る書紀本文への加点と、注釈記述の関係は、前者を全面的に寛文版本に依拠することで、この立場の違いを明確に示した構成になっていることが明らかになった。このような視点で、『日本書紀』就中神代巻についての諸注釈書類を、これまで明らかにしてきた諸伝本に見る訓読上の特色についての知見を基礎に、広く扱っていききたい。

一方で、本稿冒頭でも述べたように、本書は、書紀をはじめ古典籍類の解釈・研究という点ではこれまであまり知られることがなかった江戸時代中期～幕末頃に至る、甲斐国の国学・神道学研究成果の一端である。今般公になった資料群の調査は、『日本書紀』に関係するものに限っても、未だ全体を一瞥する程度の域に留まっている。全体に先立って本書についてのみ本稿にまとめた次第であるが、今後他の諸資料についてもより詳細な調査・考察を進め、個々の資料の分析だけでなく、各々の成立の背景等にわたって、相互の関係を明らかにしていく必要がある。

いずれも今後の大きな課題としたい。

注

- (1) 「かみよのまきかがみのつたへ」と読む意で付けられた題と思われる。なお『補訂版国書総目録』（平成二年・岩波書店）では、同目録内で統一された読み仮名の付け方に従って「じんだいのまきかがみづたえ」としている。
- (2) 「黒羽板日本書紀の訓読上の特色について」（放送大学研究年報）第九号・平成四年三月、「小寺清先校正日本書紀の訓読上の特色について」（放送大学研究年報）第十五号・平成十年三月。
- (3) 「黒羽板日本書紀」は黒羽藩主大関増業による、藩学何陋館・練武園の設置などに代表される文武振興政策を、「校正日本書紀」は、代官早川正紀の後ろ盾の下での郷校敬業館設置に代表される尚学の機運を、各々その背景として成ったものである旨、(2)の小稿に述べた。
- (4) これまで、甲斐国の国学としては、酒折宮（現甲府市酒折）あるいはその近辺地域である陝中東部地域ゆかりの人物について注目されることが多かったが、今般新出の資料群は、陝中南部地域を中心に、雁坂峠を越えて富士北麓、河口湖畔地域との関連を示唆するものも含まれ、新たな考察の糸口となりうる可能性を持つていると思われる。
- (5) 『補訂版国書総目録』（前掲（一））は、本書について「五卷五冊」として、静嘉堂文庫など六件の蔵書情報を掲げている。
- (6) 『日本書紀』全巻、あるいは神代巻の加点版本については、多くの場合、末尾に向かって加点密度が低くなる傾向が見られ、全編にわたって均一の加点密度が維持される傾向が顕著なものは、幕末から明治初に至って見られるようになる（拙著『六種対照日本書紀神代巻研究索引』（平成七年・武蔵野書院）研究編）。その点から見ると、本書の加点密度は特徴的と言うことができる。これは、本書が注釈書として編まれたことによると考えられることもできる。加点本文のみ場合は、冒頭から順に読み進んでいくことが前提であり、読み進むに従って、既出の章句についての加点の必要性は低くなっていくと考えられるが、注釈の場合は、途中の箇所のみが何らかの参考のために読まれることも十分考えられ、これに配慮すれば、全ての箇所について均一な加点を施しておくことが、より望ましいと考えられる。
- (7) 「加賀美」「加々美」は、姓としては現代では区別されているが、忠告当時において必ずしも明確に区別されていたとは考えにくい部分もあり、本稿では敢えて区別せずに本書自序に見える「加賀美」に統一して置く。なお、本書では、巻一冒頭の自序では「加賀美」、各巻冒頭の著者名では「源」を用いている。
- (8) 忠告の墓所は、現在昭和町の歴史・文化財の一つとして紹介されている。
- (9) 忠告の事跡についての諸研究では、京で師事した人物を「鳥谷」とし、これを国学者の鳥谷長庸とする説が多く、ここでもその考えに従った。しかし先に述べたように本書自序及び跋文では「鳥谷先生」と記されており、疑問が残る。鳥谷姓の国学者には、伊予道後の神官に鳥谷姓がある（國學院大學日本文化研究所「和学者総覧」平成二年・汲古書院）こととの関連も考えられるが、おそらくは別人と思われる。「〇〇

先生」のような記し方の場合、必ずしも姓を指してはおらず、号あるいは別称なども考慮の範囲に入れるべきかも知れない。

(10) 光章の生年を「正徳元年」とする記述も見られるが、宝永から正徳への改元は四月二十五日であり、「宝永八年」とすべきであろう。

(11) 同社を「甲斐国山梨郡下河原村」とする記述も見られるが、現在の日吉神社は甲府市下河原町地内にあり、「下河原村」ではなく「小河原村」と見るべきであろう。現在の地名で見ると、下河原町は、日吉神社のある下河原町から北西に五、六キロメートルほど離れた地区である。

(12) 確証はないものの、京に学ぶことそれ自体、相図つての行動だったのではないかと想像されることである。さらに、忠告、光章の事跡記述の中には、相互に取り違えたのではないかとさえ思われるものも散見するほど共通点が多い。

(13) 「貢川」と呼ぶべきなのかも知れないが、現代の名称では、貢川は荒川の支流とされていることには従った。

(14) なお、跋文を寄せている姉小路実紀は、延宝七（一六七九）年三月二十九日生、延享三（一七四六）年八月十四日没。歌人・歌学者として知られ、著書に『勸修寺八幡宮祭礼次第』、『竹亭和歌読方条目』（享保二十（一七三五）年）、『和歌饗宴私記』、『和歌用心之事』がある。本書跋文で実紀は本書を「文義あきらかなる」と讚しているが、和歌・物語の師としては、本書は専門外にあたる著述であり、請われて「不能固辞」との意で跋を記したと述べているのは正にその通りなのであろう。

この期、地方から京師に遊学し、実紀に師事して和歌を修めた、とする事跡記述は、ここに挙げた忠告、光章の他にも、多く見ることが出来る。同様に、三宅尚齋に師事して儒学・漢学を修めた、という事跡記述も多く目にするところである。むしろ実紀や尚齋自身が地方からの学徒を積極的に受け入れたことに依るのであるが、このような遊学がある程度組織的に行われ、地方の文化振興や教育普及の礎となっていたことの端的な例として、忠告、光章らの事跡をとらえることもできよう。

(15) ブドウ科のカガミグサ「白藏」は、「ビヤクレン」とも呼ばれ（これをモクレン科のハクモクレンの異名「ビヤクレン（白蓮）」と混同した例もまま見られる）、「やまかがみ」「かがみ」などの用例も見られる。青または紫の数個集合した球状の実を付け、熟すと白色になる。一方ガガイモ科のガガイモ「蘿摩」は、ヘチマ状の実が熟して割れると中に綿状の毛があり、古くは綿の代用に用いられ、またその殻が船の形状によく似ているといわれる。

なお、白藏、蘿摩、は「かがみ」あるいは「かがみぐさ」とも呼ばれているが、これらの称は、ダイコンの異名としても用いられてもいる。これは、鏡餅の飾りとして大根の輪切りを用いたことに由来する女房詞とされている。「かがみぐさ」「かがみ」の称はさらに、ウキクサ科のウキクサ、カタバミ科のカタバミ、バラ科のヤマブキ、ユリ科のカタクリ、ウラボシ科のマメヅタ、などの異名としても用いられている。

白藏、蘿摩は共に古来漢方薬としてよく用いられているが、名称の「かがみ」を介して相互に、あるいは右に挙げたような他の植物と混交して解されている例もまま見られるという。

(16) 例えば、谷川士清『日本書紀通證』では、

重遠曰、香我美、艸名、舊古皆作「蘿摩」。此作「白藏」假「通訓」。蘿摩、穀、割、之如舟也。「倭名抄」蘿摩子、和名加々美、白藏和名耶摩加加美。今按、俗名加加良比、又我我芋、又蜻蛉乃乳。倭名抄「石礪和名須久奈比古乃久須祿。」（宝曆十二（一七六二）年版による。巻五・三十五丁表六行、同八行左。「」内は二行割書。句読点は杉浦。）

のように、『先代旧事本紀』『古事記』の記述をふまえ、谷重遠の説や『和名類聚抄』の記述を引いて述べている。

(17) この点を手がかりとして、主に江戸時代の『日本書紀』神代卷の加点点本や注釈書類のある程度分類できることを、小稿に示したことがある（前掲（6書）など）。なお、ここに示した二種の他に、「〇〇此云ニヤ〜」と加点点して「〇〇此を〜と云ふ」と訓む例が一部の版本などに見られるが、これは前者「此をば」の形式の訓み方と同じ意図と考えることができる。

(18) 拙稿「六種対照日本書紀神代卷研究索引」（平成七年・武蔵野書院）研究編）など。

(19) 「江戸時代の日本書紀訓読について―神代卷の敬語表現を中心として―」訓点語学会「訓点語と訓点資料」第85輯（平成二年八月）、及び前掲（18）書

(20) 「日本書紀神代卷神名和訓索引」訓点語学会「訓点語と訓点資料」第91輯（平成五年三月）、及び前掲（18）書。

(21) 前掲（18）書。

(22) 両本双方に加点点のある箇所について比較を試みた。両本のうち一方のみに加点点の見られる箇所については、無点点の本について、前後から推して確定できる訓読を想定して比較の参考とした。全体としてみると、寛文九年版本と本書では、前者の加点点密度がより低く、巻次が進むに従って漸減傾向にある。このため寛文九年版本が無点点、本書では加点点の箇所について、このような想定を試みることに結果としてなった。なお、両本共に無点点の箇所については、前後関係から推すことが可能であっても、比較の対象とはしなかった。

(23) 日本書紀の諸版本に限らず、この時期の訓点付きの漢文の出版物では、訓点に見られる濁点は、意図的に注されたものであるか否かを確定することが難しい場合が少なくない。同一の出版物であっても、再刻・覆刻の際に濁点が落ちることは頻繁に見られる。さらに、同版と思しいものであっても、摺刷の具合や版の摩滅・損傷などによって、濁点が落ちる例をま見ることが出来る。また逆に再刻・覆刻では、濁点が新たに加わる例もま見られる。従って、一つの伝本内での訓点に見える濁点の不統一、つまり同一の本文漢字句について同一の仮名表記の加点点が見られる箇所相互で、濁点の有無に異同がある、などの例について、それがどのような理由に依るものか、著者自身の意図的なものなのか、と即断できないことが多い。このような傾向は、日本書紀の及びその注釈書類の諸版本でも確認でき、ここでは濁点の異同は考察の対象とはしなかった。

(24) 当然ではあるが、寛文九年版本以降で、これに最もよく一致するのは、同本の「再刻本」の類である。

(25) 弘安本、乾元本、丹鶴本、水戸本、に見える訓点については、前掲(18)書索引編作成のための基礎として私に作成した用例集に依った。用例集の依った伝本については同書を参照されたい。慶長勅版成篁堂本、校正日本書紀については、拙稿「成篁堂文庫蔵慶長勅版日本書紀に施された訓点について」(放送大学研究年報第14号・平成九年三月)、「小寺清先校正日本書紀の訓読上の特色について」(放送大学研究年報第15号・平成十年三月)に先だつて、各々右の用例集を増補する形で私に作成した用例集に依っている。詳細は、各々の拙稿を参照されたい。

(26) 当該の本文漢字句には、「為」字一箇所、「化為」字八箇所、「化成」字一箇所、「成」字十箇所、「満」字一箇所、「喧」字一箇所、「經」字十三箇所、その他、「變」字を含む語句への読み添え一箇所、「為」字を含む語句への読み添え二箇所、「經」字を含む語句への読み添え二箇所、計三十五箇所がある。なおこの他に「喧」字一箇所、「鳴」字二箇所に「ナリ」の加點例があるが、これは同音異語と見なしてここでは扱わなかった。

(27) 前者の「舞」字についての加點は、弘安本、乾元本、水戸本、慶長勅版成篁堂本では「マウ(テ)」、丹鶴本は無点とし、校正日本書紀が寛文版本と同様の「マフ(テ)」の訓を採っている。また後者の「飢」字については、弘安本、乾元本、水戸本、慶長勅版成篁堂本は「ヤハシカ(シトキ)」と音便形の無表記形、丹鶴本は無点、校正日本書紀が「ヤハシカリ(シトキ)」と非音便形を採っている。

(28) 前者「恨之曰」の箇所について、弘安本、乾元本、丹鶴本、水戸本、は無点、慶長勅版成篁堂本、校正日本書紀は「ウラミ(テ)」と非音便形を採っている。なお、弘安本、乾元本、水戸本、慶長勅版成篁堂本では「之」字に「テ」の加點があり、慶長勅版成篁堂本、校正日本書紀では「恨」字に片仮名点で「テ」を読み添えている。(慶長勅版成篁堂本では「テ」が二重加點になる。また丹鶴本では「之」字に朱の片仮名点で「ヲ」と加點しており、「恨之」を「之を恨みて」と訓む加點と考えられる。)

後者「恨曰」の箇所については、弘安本、乾元本、丹鶴本、水戸本、慶長勅版成篁堂本は無点、校正日本書紀は「ウラミ(テ)」と非音便形を採っている。なお、この六本共に助詞「て」を読み添える。「て」は、弘安本、乾元本、水戸本がヲコト点、丹鶴本は朱の片仮名点、慶長勅版成篁堂本、校正日本書紀は片仮名点である。

(29) この点について、先述のように「鳥谷先生」の比定に疑問が残るため、必ずしも確かとは言えない部分を含む。

あくまで推測の域を出ないが、『日本書紀』就中神代巻の訓読や解釈・研究について、当時の京師にあって、閻斎の門流で下御霊社ゆかり人物らによる成果は今に残る著作物も多く、隆盛を想像させるものであるが、本書に掲げられた本文に見える訓読は、それらに比較して遙かに寛文九年版本に近い。このことは、忠告が師事した人物やその考え方を探る上での手がかりの一つとなるものと思われる。

(30) 本書の注釈記述では、書紀本文の本伝部分を「正篇」と称している。

(31) 本書では、書紀本文の一書部分を「第〇章」のように称している。これは本伝(正篇)を第一章と置いた計数で示されている。ただ、現代一般によく行われる(本稿も

それに従っている)ように「一書曰」を、各々の一書一段分の冒頭として順に計数するのは異なつて、「一書曰」を挟んでも、前後で内容が一連である場合などは、区切らずに一つの「章」として計数している部分も散見する。どの部分が一連と見なしうるかは、当然内容解釈によつて異なることがらである。なお、これは注釈記述内での「第〇章」の計数の扱いについてであつて、本書の本文部分での文字詰めは、「一書曰」の前で行換えする形式である。

(32) これまで多くの先行研究が依つてきたように、卜部懷賢(兼方)『釈日本紀』、谷川士清『日本書紀通證』の二者を挙げることはできる。前者は、本格的な書紀注釈書の嚆矢ともいへべき存在であつて、ある注釈書の記述内容に該当する内容が同書に見えるか否か、見える場合、同書の記述とどの程度違いがあるか、等の観点で、当該の箇所の注釈記述の性格をある程度整理することができる。ひいてはそれを当該の注釈書全体の性格付けに繋げていくことができる。後者は、同書に先行する諸注釈類を、広く丹念に網羅しており、ある注釈記述が、先例を引いたものなのか、独自見解なのかを見定める有力な基準となる。この他に、書紀本文漢字句の、主に漢籍類からの出典に関わる注釈記述については、河村益根・秀根『書紀集解』に当該の記述が見えるか否か、注釈記述の背景や性格を考察する手がかりとすることができる。しかし、いずれにしても、本文の訓読の比較における寛文版本のように、汎用できる基準とすることは、難しいとせざるを得ない。現時点では、これら三本との比較の仕方について、ある程度の見通しを立てることで、あるいはそれが可能になってくるかも知れない、としておく。

(33) 前掲(18)書研究編をはじめ、いくつかの小稿でこの問題を扱ってきたが、拙稿「解釈は訓読にどのように反映されるか」松岡雄淵の「師説」と小寺清先「校正日本書紀」―(放送大学研究年報)第19号・平成十四年三月)で、その背景にまで踏み込んで考察を加えた。

(34) 先に明らかにしたように、本書の本文部分の訓読は、寛文版本のそれとほぼ一致する。ここに引いた部分では、加點の粗密を除くと完全に一致するため、ここでは、当該の寛文版本での位置のみを示した。

(35) とすれば、そのような中で、遊行前の一箇所のみ、彦火々出見尊の優位を示す敬語表現が置かれていることが、一方で逆に目立つことになる。おそらくこれは、両神の関係を決定づけた要因は神の勘気であるとの理解があつて、特にその直接の原因を、「失つた針の代償として」「新鈎」を「一箕」に「盛」つてさへもこれを拒絶した。」という点に求めようとする考えがあつたものと思われる。この火闌降命の拒絶は、彦火々出見尊にとつて、もはやいかなる手段も失う絶対的なものになつてしまった。

(36) 前掲(33)の拙稿で考察した、加點者自身の立場、解釈者自身の立場の問題は、本書の本文への加點と注釈文の記述との関係を考へても、同様に成り立つものと考ええるに足る特色を備えている。

(37) 同右。二六四頁参照。

(平成十六年十一月四日提出)

A study on *Kamiyonomaki Kagaminotsutahe*

Katsumi SUGIURA

ABSTRACT

Kamiyonomaki Kagaminotsutahe that was published in 1744, was an annotation book of the first two books of *Nihonshoki*. The author of this book was *Tadanori Yamamoto* who was a Shinto priest in *Kahi* provinces.

Many Japanese classical scholars who lived in the provinces wrote similar books. This book is important as the book that the Japanese classical scholar in *Kahi* province wrote. There has been little research with regard to Japanese classical literature in *Kahi* province heretofore. This book is the precious article for these researches.

As for this book the contents that studied in Kyoto were foundation when the author was young. He was able to write this book by virtue of more study in his province after that. The texts and diacritics on this book were relying completely on *Kanbunhanpon Nihonshoki* that was a popular edition of *Nihonshoki* after the 18th century. And he wrote the reliable annotations on the basis of precedence research in this book. With these methods when he writes this book he was able to distinguish the difference of the position of the diacritical markers and the annotators.